

内閣府

令第三号

国土交通省

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

国土交通大臣 馬淵 澄夫

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）の一部を次のように改正す

建設省

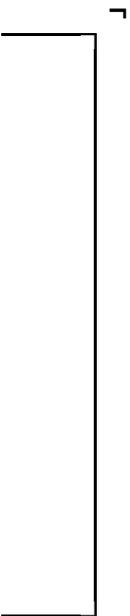
る。

第四条第二項第一号中「専用通行帯」の下に「普通自転車専用通行帯」を加える。

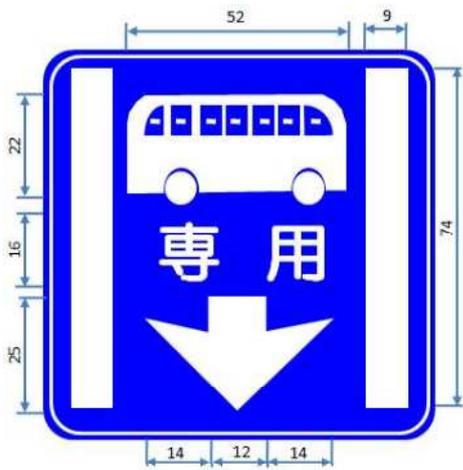
別表第一 規制標識の部分専用通行帯の項の次に次のように加える。

普通自転車 専用通行帯	(327 の 4 の 2)	
<p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯（以下この項において「普通自転車専用通行帯」という。）を指定し、かつ、軽車両以外の車両が通行しなければならぬ車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>	<p>普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点における左側の路端</p>	

別表第一 補助標識の部分駐車余地の項中「自動車」を「車両」に改める。



別表第二規制標識の部分中

	<p>専 用 通 行 帯 (327の 4)</p>
---	--

を

	<p>専 用 通 行 帯</p> <p>(327 の 4)</p>
	<p>普 通 自 転 車 専 用 通 行 帯</p> <p>(327 の 4 の 2)</p>

に改める。

別表第二の備考一の一の1中「専用通行帯」の下に「普通自転車専用通行帯」を加え、同表の備考一の一中33を34とし、32を33とし、31の次に次のように加える。

32 「専用通行帯」を表示する規制標識の標示板については、必要がある場合においては、次に図示したものに準じて、記号に代えて文字を用いることができる。



別表第二の備考一の三の3の中「専用通行帯」の下に「普通自転車専用通行帯」を加え、同

表の備考一の六の表中
二輪の自動車及び原動機付自転車
二輪
を

二輪の自動車及び原動機付自転車 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び原動機付自転車	二 二 輪	二 輪
---	-------------	--------

に改める。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。